

## 児童相談所全国共通ダイヤル紹介カード

表

気づくのは あなたと地域の 心の目

全国共通ダイヤル

**0570-064-000**

児童相談所に電話がつながります。


 厚生労働省

裏

**児童相談所**は  
虐待通告の場合は、  
子どもの安全確認を  
行います。



虐待予防のために、出産・子育て  
の相談に応じます。

※匿名でも可能です。秘密は守られます。

児童虐待防止のためには、児童相談所や市町村が医療機関と連携することが重要であるため、児童相談所や市町村が医療機関と連携するに当たり留意すべき事項を周知する「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（通知）を発出し、連携の強化を促している。

さらに、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（通知）を発出し、要保護児童対策地域協議会の活用など、関係機関が連携して要支援児童及び特定妊婦の把握・支援を行うことを推進している。

### (11) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施

#### 【施策番号86】

児童虐待による死亡事例等について、平成16年より、社会保障審議会児童部会の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証

に関する専門委員会」において分析、検証し、事例から明らかになった問題点・課題から具体的な対応策を提言として、毎年とりまとめている。

### (12) 再被害の防止に資する教育の実施等

#### 【施策番号87】

ア 法務省において、矯正施設に収容されている加害者に対し、被害者感情を理解させるためのオリジナルビデオ教材などを活用した「被害者の視点を取り入れた教育」を実施している（刑事施設においては、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」（平成19年6月からは「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に名称変更）の施行に伴い、平成18年5月から、必要な者に対し同教育を義務付けて実施している。）。また、同教育の充実を図るため、平成18年度以降は、犯罪被害者等や支援団体の方々から被収容者に対し直接講話するゲストスピーカー制度を拡大するとともに、平成23年度は、犯罪被害者等や犯罪被害者支援に係る関係者等を構成員として「被害者の視点を取り入れた教育」検討会を開催した。検討会の結果を受けて、ゲストスピーカーの協力を得つつ、同教育の充実を図ることとしている。

「被害者の視点を取り入れた教育」は、被収容者に対し、自らの犯罪と向き合い、犯した罪の大きさや犯罪被害者等の心情などを認識させ、犯罪被害者等に誠意を持って対応するとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせることを目標としており、社会復帰後の犯罪被害者等への対応、再犯の防止などにかされることが期待できる。

#### 【施策番号88】

イ 法務省において、性犯罪事犯者、ストーリー事犯者などの保護観察対象者に対しては、事案に応じて、違反した場合に仮釈放の取消しなどの不良措置がとられることを前提とし、個々の保護観察対象者ごとに定

められる特別遵守事項として、当該被害者への接触を禁止するなどの事項を設定していることに加えて、性犯罪者など、特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対し、専門的処遇プログラムを受講することについての特別遵守事項を設定し、これを守るよう指導監督している。また、事案に応じて、慰謝の措置や被害弁償に努めることなどの生活行動指針を設定し、これを守る努力をするよう指導監督している。

仮釈放等審理における意見等聴取制度の施行（平成19年12月）後は、仮釈放者及び少年院仮退院者については、犯罪被害者等から聴取した意見などを踏まえ、より一層適切に特別遵守事項を設定している。

**【施策番号89】**

ウ 法務省において、保護観察対象者に対しては、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しよく罪指導のためのプログラムを策定し、全国の保護観察所において、一定の重大な犯罪をした保護観察対象者に対し、以下のとおり個別指導を実施している。

- 〈1〉 自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させる。
- 〈2〉 犯罪被害者等の実情（気持ちや置かれた立場、被害の状況など）を理解させる。
- 〈3〉 犯罪被害者等の立場で物事を考えさせ、また、犯罪被害者等に対して、

謝罪、被害弁償などの責任があることを自覚させる。

- 〈4〉 具体的なしよく罪計画を策定させる。

**【施策番号90】**

エ 文部科学省において、児童虐待の防止にも資する取組として、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会の提供などの家庭教育を支援する活動を推進しており、家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書「つながりが創る豊かな家庭教育」（平成24年3月）（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/katei/1306958.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1306958.htm)）を教育委員会等の関係機関に周知するなど、これらの取組の活性化を促している。

**家庭教育支援チーム「たちばな子育て応援隊」による親交流事業**



提供：文部科学省

**3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）**

**(1) 職員等に対する研修の充実等**

**【施策番号91】**

ア 警察において、警察官の採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じた犯罪被害者支援に関する必要な知識について教育しているほか、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対して、犯罪被害

者支援や被害者カウンセリング技術など、個別の犯罪被害者支援に関する教育、研修の機会を設けている。

特に、犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、犯罪被害者・遺族等による講演会や支援の現場で被害者に向き合い被害者の心情に関する共感と造詣が深い警